

保育園入園Q & A

Q：現在、子どもが幼稚園に通園していますが、夏休み期間だけ保育園に入園することはできますか？

A：幼稚園に在籍しながらの保育園入園はできません。

Q：子どもが食物アレルギーですが、給食はどうなりますか？

A：食物アレルギーをお持ちのお子様については、市内の全認可保育園において除去食等の対応が可能です。希望される方は、保育園との打ち合わせが必要となりますので、入園説明会の際にお申し出ください。

Q：申込みは、郵送で出来ますか？

A：家庭状況の聞き取りやお子様ご同伴の面接を実施しますので、郵送での受け付けはしておりません。各保育園または子育て支援課に直接お申込みください。4月入園の場合は、原則保育園のみとなります。また、若葉高津・ベビーエンゼル・まこと村上保育園希望の場合は、通年を通して保育園のみでの受付となります。

Q：申込みをした場合、必ず入園できますか？また、入園は先着順ですか？

A：保育園には施設定員とクラス定員があり、定員を超える申込みがあった場合は入園選考により決定するため、入園できない場合もあります。また、申込締切期限までに申込みをされた方の中で、就労証明書に記載された就労時間等を基に入園選考を行いますので、先着順ではありません。

Q：兄弟姉妹の入園を同時に申込みました。兄弟姉妹で同時期に同園へ入園することはできますか？

A：ご希望の保育園の空き状況や申込み状況によっては、ご希望に添えないことがあります。そのため、同時入園等を希望する場合は、兄弟姉妹申込調査票に入園等の条件についてご記入ください。

Q：転園申込みをし、転園決定の連絡をもらいましたが、辞退して元の保育園に戻ることはできますか？

A：転園が決定すると元の保育園には、次に入園する方が決定している場合がありますので、戻ることができなくなることもあります。そのため、転園の必要がなくなった場合は、すみやかに転園取り下げの連絡を保育園または子育て支援課にしてください。

Q：希望園はいくつまで希望できますか？また、希望先を変更したい場合はどうしたらいいのですか？

A：希望する保育園は送迎ができる範囲であれば、複数希望することができます。第5希望以降は欄外に記入してください。また、希望先を変更したい場合は、子育て支援課に電話もしくはお越しいただき変更してください。

Q：育児休業明けで入園を希望する場合は、いつから入れるのですか？

A：育児休業が明ける日の属する月の1日からの入園となります。(例・育児休業明けが4月20日の場合は、4月1日の入園申込みとなります。)

Q：就業日及び職場復帰日が月の初日の場合の慣らし保育は、どうなるのですか？

A：慣らし保育は、原則入園が決定された日(毎月1日)からの実施となりますが、保育園によっては、入園前に何らかの方法(一時保育等)で対応してもらえるケースもありますので、事前に保育園に事情等についてご相談ください。なお、育児休業明けの場合は、職場復帰するまでの日を慣らし保育に使うことができます。

Q：保育園に入れなかった場合、その後も毎月申し込みをしなければならないのですか？

A：申込みを一度していただければ、当該年度中は申込みが有効となっており、毎月審査いたします。なお、当該年度中に入園決定ができず、翌年度も入園を希望する場合は、別途申込みが必要となります。(書類配布：12月 申込受付：1月)

Q：審査結果は、毎月送られてくるのですか？

A：審査は毎月行いますが、結果については、最初の入園希望月のみ通知いたします。その後は、入園が可能となった場合のみ通知いたします。